

## 平成28年度公益財団法人埼玉県体育協会第四回定例理事会議事録

日 時 平成29年3月10日（金） 午後3時より

会 場 スポーツ総合センター 203・204研修室

出席者<理事>

櫻井 勝利 三戸 一嘉 杉山 剛士 羽鳥 利明 大保木道子  
藤井 範子 新井 彰 宮内 孝知 宮下 達也 河本 弘  
永井 一博 佐藤 高弘 小林 正幸 保科 征男 森田 進一  
坂口 信豊 山中 茂樹 後藤 節哉 荒木 郷兵 梅澤 昌好  
大塚 賢一 山崎 正治 茂木 敬司 浅見 茂 山之内正隆  
以上25名

<監事>

原口 博 堀口 信孝 青砥 修二 以上3名

<事務局>

岩崎 充晃 栗原 健一 野澤 誠一 鈴木 征 久保 吉史  
以上5名

岩崎事務局長 定足数の報告を行います。理事総数30名、内25名出席、本会議は成立したことをご報告する。

あいさつ

櫻井副会長一みなさんこんにちは。ご出席いただき誠にありがとうございました。昨年の岩手国体において、3位を奪取することができました。また、第72回国体冬季競技会では、健闘いただき現在天皇杯第10位、皇后杯第15位に位置しています。東京オリンピックまで3年となりましたが、色々と問題を抱えているようです。

本日は平成29年度の事業計画と予算をご審議いただきますのでよろしくお願ひ申し上げます。

定款により、櫻井副会長が議長となる。

櫻井副会長が議事録署名人の指名について諮り議長一任となり、大塚賢一理事と山崎正治理事を指名し、承認を得る。

三戸専務理事より、緊急動議として、第5号議案を先に審議いただきたい旨の提案があり、承認される。

第5号議案 本会及び加盟団体並びにその構成員の義務等の違反措置について三戸専務理事一宮代空手スポーツ少年団指導者による暴力行為に関する本会調査報告について説明する。

11月24日に本会のスポーツ活動相談窓口に寄せられたもので、同日、宮代町スポーツ少年団本部へ事実確認を依頼した。12月1日の宮代町本部のヒアリングでは、宮代空手スポーツ少年団の母集団代表4名より、11月20日に宮代町総合体育館剣道場での稽古中、当該指導者が小学3年生男子を叱りつけ、拳骨を見舞いその場に立たせる体罰を行ったとのことだった。

12月4日に宮代町本部へ当該指導者の事実確認を要請し、9日ヒアリングを行った。内容は、同日男子団員を叱り、拳骨を見舞わせその場に立たせる体罰を行ったか、これまでの稽古において暴言ととられるような強い言葉で指導していたか、の事実確認をした。当該指導者の回答としては、稽古中にふざけていたので注意をした。その際に軽く頭を小突いた、少しでも上の級を取らせたく、強い言葉での指導になっていたかもしれない、とのことであった。

12月27日県スポーツ少年団正副本部長が協議し、宮代町本部長同席のもと、当該指導者への事実確認を1月12日に実施する旨確認した。1月12日県本部が当該指導者から事実確認を行った。本人の説明によると、「見る角度によっては頭を殴っているように見える」や、「やっていないと思う」など、説明に曖昧な点がある。県本部としては暴力行為があったと認定した。また、自ら自己研鑽をし、暴力行為の根絶に努める立場(県スポーツ少年団空手道部会長)にある事から、本事案における責任は重いと考え、日本スポーツ少年団登録者処分基準に照らし合わせ、活動停止処分1か月が相当と合意し、埼玉県体育協会倫理委員会にゆだねることとした。

2月1日倫理委員会において、本件に関し「暴力行為」の有無について協議した。宮代町スポーツ少年団からの報告と本人の弁に相違がある事に対し、宮代空手スポーツ少年団母集団4名の報告にある、「拳骨とその立場に立たせる体罰」から、「暴力行為」はあったと認定した。3月10日(金)2時より倫理委員会において、本人の弁明の機会を与え、その後、本理事会へ活動停止処分1か月との措置を具申することとした。ご承認いただければ、本日付で本人に通知する。

日本本部では活動に対する処分規定はあるが、本県スポ少本部には無いので、県体協の規程に照らし合わせ処分をした。

佐藤—このたびは、あつてはならないことを繰り返してしまい、お詫びします。

倫理委員会のご指導の下よろしくお願ひします。

大保木—今日までの活動はどうだったのか。指導者は謝金をもらって活動しているのか。

議長—事件発生以来、本人は指導を自粛している。  
佐藤—基本はボランティアであり、無償である。

第5号議案「本会及び加盟団体並びにその構成員の義務等の違反措置について」  
お諮りします。

異議無し

議長—第5号議案は承認されました。これより本人に通知を渡すので、暫時休憩にいたします。

15時20分 休憩

15時25分 再開

議長—理事会を再開します。

羽鳥副会長—第5号議案の資料には個人情報が含まれているので、回収をした方が良いのではないか。

議長—第5号議案資料は理事会終了後回収をする。

第1号議案 平成29年度事業計画案について

三戸—基本方針は従来と同様であります。

事業概要として、公益1の生涯スポーツ振興事業では、総合型地域スポーツクラブの充実をはじめ、引き続き各種研修会の実施、シニア世代を対象とした助成事業やスポーツ啓発事業に取り組み、更なる生涯スポーツの普及・充実を図り、スポーツの魅力をアピールします。

公益2の競技力向上事業では、目標を達成することができなかった先の「5か年計画」の成果と反省を踏まえ、新たに「国民体育大会埼玉県選手強化5か年計画」を策定し、目標の「天皇杯・皇后杯ともに第3位以上を獲得する」ことを目指し、諸事業に取り組みます。

計画初年度の「愛顔（えがお）つなぐえひめ国体」では、オール埼玉体制を構築し、目標の実現を図ります。

とりわけ、プラチナキッズとジュニアアスリートアカデミーの連携を推進し、担当指導者の連携強化を図るため、新たに中体連・高体連からも加わっていただき、「ジュニア強化担当者合同会議」を実施します。

また、本県アスリートから東京オリンピックでの活躍が期待されるドリームアスリートに対し、スポーツ科学の知見に基づくサポート事業を展開し、競技力向上を総合的に支援します。

公益3のスポーツ少年団事業では、県内・国内の交流事業をはじめとする諸事業を通して、次代を担う青少年の健全育成に努めます。とりわけ、指導者による暴力・暴言の撲滅を目指し、諸事業の充実に努めます。

公益4のスポーツ総合センター運営事業では、利用者のニーズに応え、トレーニング場の充実や利用範囲の拡充を進め、トレーナーを活用し、より一層のサービス向上に努めます。

収益1の大宮公園飛行塔では、改修と改装工事を行ったので、利用者の安全を確保し、利用者の拡大に努めます。

収益2の埼玉アイスアリーナの管理運営事業を通して、冬季スポーツの振興を図ります。

以下、事業ごとに記載されていますが、変更の主なものは日程の変更であります。

公益1、埼玉県スポーツ振興のまちづくり推進会議は現在活動しておりませんので、新たに、「県民スポーツの日」「県民の日」「埼玉県体育協会創立記念日」にスポーツ総合センターのトレーニング場の無料開放とトレーニング相談を行います。

公益2、競技力向上事業では、第72回国体本大会は愛媛であり、第73回冬季大会は山梨でスケート競技、神奈川でアイスホッケー競技、新潟でスキー競技が開催されます。

次回国体に活躍が期待できそうな競技の為に第2期強化訓練事業を削除いたしました。選手強化費が15.5%のシーリングをかけられ、1,700万円ぐらい減額されました。第2期訓練事業を、それぞれ削減率に応じて配分すると現実的な合宿等ができないので、年度当初の第1期強化訓練事業をできるだけ削減しないようにするため、第2期訓練費を中止した。

ジュニア育成補助事業のジュニア強化担当者合同会議は、先ほどの事業概要で説明した通りであります。

スポーツ科学研究事業のプラチナキッズの修了生に対してメディカルチェックを行い、分析するものである。

スポーツ科学による支援事業は、ドリームアスリート60名に対して、さまざまな支援を行い、特に女性アスリートのサポートを新たに加えた。

公益3、スポーツ少年団では、第44回日独同時交流は、団員6名の派遣、受け入れを宮代町で行う。

関東ブロックスポーツ少年団競技別交流大会が本県担当となる。

公益4、のスポーツ総合センター運営事業は、現在17万人の利用をいただいている。

収益1、大宮公園スポーツランド（飛行塔）の運営では、改装、改修を行い、東京ハイランドへ委託運営する。

収益2、埼玉アイスアリーナの管理運営では、20万人の利用者があり、パテナレジャーへ委託運営する。

法人の運営事業については、標記の会議等を開催する予定である。

第1号議案「平成29年度事業計画案」についてお諮りします。

異議無し

議長—第1号議案は承認されました。

第2号議案「平成29年度予算案について」

栗原—平成29年度公益財団法人埼玉県体育協会収支予算書を説明する。

経常収益計 392,696,760 円、経常費用計 397,294,463 円

運営費補助金（一般会計及び学校体育団体等）収支予算書

運営事業活動収入合計 136,040,000 円。県費補助金 77,060,000 円、受取参加料 1,521,600 円（スポーツ少年団認定員養成講習会参加料分の減額）、一般寄付金収入 4,200,000 円（サイニチホールディングス杯フィギュアスケート大会の為の寄付金）、運営事業活動支出（職員の退職に伴う総額の減額）、専門委員会会議費、ジュニア強化担当者会議を増額、「スポーツ埼玉」誌の増刷による通信運搬費、印刷製本費の増額、支払負担金支出にあった、武道館支援をスポーツフェア負担金に変更。

公益2 競技力向上事業

競技力向上事業活動収入合計 86,173,000 円。県費補助金 83,515,000 円（昨年より 15,904,000 円減額）、受取参加料 540,000 円計上、支払助成金において第2期強化訓練事業費を削除。

公益3 スポーツ少年団事業

スポーツ少年団事業活動収入合計 71,723,000 円。県費補助金 10,001,000 円（昨年より 1,977,000 円減額）、関東ブロック競技別交流大会開催のため、参加料 7,606,000 円（1,180,000 円増額）。支出関係では、全国大会派遣を定額補助とし、関東ブロック競技別大会関係の印刷製本費、賃借料、支払負担金、支払助成金を増額。

公益4 スポーツ総合センター管理運営事業

施設管理運営事業収入合計 75,496,000 円。県費補助金 34,964,000 円（1,097,000 円減額）、施設利用料 40,347,000 円（1,996,000 円増額）。

収益1 大宮公園飛行塔収益事業

施設管理運営活動収入合計 1,930,200 円。

収益2 埼玉アイスアリーナ管理運営事業

施設管理運営活動収入合計 9,827,000 円

平成29年度業務委託が埼玉県と4月1日付で契約を交わす予定である。

業務委託事業は、「広域スポーツセンター機能業務委託」、「埼玉県強化指定選手サポート業務委託」、「埼玉県シニアスポーツ推進事業委託」、「埼玉県ジュニアアスリート発掘育成業務委託」が予定されていますが、現在県議会で、予算が確定していないこと、また、4業務の委託先が決定していないことから、来年度、受託の正式決定後、次回理事会にて補正を行う予定です。

第2号議案「平成29年度予算案」についてお諮りします。

異議無し

議長一第2号議案は承認されました。

第3号議案「平成28年度臨時評議員会の招集について」

三戸一定款第16条第3項に基づき、平成28年度臨時評議員会を、期日平成29年3月24日（金）午後2時、場所ラフレさいたまにおいて、平成29年度事業計画及び予算を協議事項として、招集することを提案する。

第3号議案「平成28年度臨時評議員会の招集について」お諮りします。

異議無し

議長一第3号議案は承認されました。

第4号議案「諸規程の設置及び改正について」

三戸一「公印規程」は従来なかったもので、県の規程を参考に作成した。代表理事印、会長印、体育協会印、専務理事印、スポーツ少年団本部長印、事務局長印について、使用区分と管理者を明確にした。施行を平成29年3月10日としたい。

「スポーツ活相談窓口」設置規程では、第5条手続きについて、「匿名の場合を除き」を削除し、相談があった場合には、とにかく調査を行うことを前提とした。「ただし、匿名の場合、相談者の連絡先が確保できないこと等によって、同条第2項及び第3項の規定する業務の遂行に著しい障害を来す場合においては、本会は、当該相談に対応することを要しないものとする。」とした。施行を平成29年3月10日としたい。

「後援及び共済に関する事務取扱要領」は従来なかったもので、さまざまな事例があるので、審査基準を設け事務取扱要領を作成した。施行を平成29年4月1日とする。

第4号議案「諸規程の設置及び改正について」お諮りします。

異議無し

議長一第4号議案は承認されました。

#### 報告事項

##### (ア) 各委員会報告

#### 総務委員会

三戸一3月7日(火)本理事会にかける議題について検討した。加盟分担金の見直しについて協議した。

#### 選手強化対策委員会

三戸一第72回国体冬季大会では、天皇杯第10位、皇后杯第15位の好位置にいる。1月18日(水)選手強化対策委員会において、新5か年計画を策定した。

#### スポーツ科学委員会

小林一第72回国体冬季大会にスポーツドクターを派遣した。3月4日・5日スポーツ指導者研修会でパネルディスカッションを実施した。

#### スポーツ少年団

佐藤一3月3日(金)本部員会を開催、3月4日・5日伊香保にて指導者現地研修会を実施した。

#### スポーツ指導者協議会

三戸一1月17日(火)理事会を開催し、長年表彰受賞者の選考を行った。

#### 物品等請負業者審査選定委員会

櫻井一1月11日(金)、スポーツ総合センター施設総合管理業務契約の締結業者の選定について、平成28年度埼玉県スポーツ少年団指導者現地研修会宿泊等請負業者の選定について、を協議した。

#### 倫理委員会

櫻井一2月1日(水)、スポーツ少年団活動における暴力行為について、本会及び加盟団体並びにその構成員の義務等の違反措置に関する規程に基づき、違反措置に関する処分を審議した。また、本日2時より、本人の弁明の機会を与えるための倫理委員会を開催した。

#### 顕彰委員会

羽鳥一2月8日(水)優良児童・生徒表彰の決定について、を協議した。

##### (イ) 埼玉県体育賞受賞者について

三戸一3月12日(日)開催される、埼玉県体育賞について、579名の受賞者名簿に添って報告した。

##### (ウ) 業務執行理事の職務執行状況報告

三戸一三戸・杉山・羽鳥、3名の業務執行理事の、平成28年9月1日～3月10日までの職務状況、Ⅰ 公益財団法人に関する業務、Ⅱ 行事・事業関係業務、Ⅲ 国民体育大会関係、Ⅳ 全国・関東・県関係会議等の報告を行

った。2月2日公益認定等委員会の立ち入り調査があったが、特に指摘は無かった。

(エ) その他

三戸一年間予定表は次回に配布する。来年から、日本体育協会の名称が日本スポーツ協会に変更される予定です。国民体育大会の名称も審議されており、変更については了解されているが、これからの国体開催県にも影響し、スポーツ基本法の改正も必要となるので、実施時期と具体的名称については未定である。机上に東京オリンピック・パラリンピックのバッチをお配りしましたのでご活用ください。

宮下スポーツ埼玉第275号を配布したので、ご覧いただきたい。

以上、報告事項は承認された。

午後4時57分終了